

青森県新型インフルエンザ対策 危機管理要綱

【第1版】

(平成20年3月27日版)

青森県

項目	頁
I はじめに	1
1. 位置付けと目的	1
2. 実施時期	1
II 危機管理体制	2
1. 危機管理組織と設置手順、警戒宣言等	2
(1) 未発生期	2
(2) 海外発生期	4
(3) 国内発生期	7
(4) 県内発生・小流行期	11
(5) 県内流行期・大規模流行期	11
(6) 県内流行終息期	12
2. 緊急時の連絡体制	13
3. 新型インフルエンザ対策に係る組織体制	14
4. 庁内各部局の役割	17
5. 庁内各部局における業務体制	18
III 情報共有・広報体制	20
1. 国、医療機関、市町村、関係機関等との情報共有	20
2. 県民に対する広報	21
IV 各機関等との連携・協力体制の構築	23
1. 市町村	23
2. 医療機関及び医療関係団体	24
3. その他の公共機関（消防機関、日本赤十字社青森県支部、自衛隊など）	24
4. 社会機能の維持に携わる事業者等	24
5. 県民	25
参考資料：新型インフルエンザ対策に係る危機管理組織の概要	26

I はじめに

1	位置付けと目的
---	---------

本要綱は、「青森県新型インフルエンザ対策行動計画」の「新型インフルエンザ対策の基本方針等」に定める「新型インフルエンザ対策の推進体制」の内容を具体化したものであり、新型インフルエンザ対策に係る県の危機管理体制及び関係機関、県民との協力のあり方を具体的に定めることを目的とする。

なお、県の新型インフルエンザ対策に係る危機管理体制は、「青森県健康危機管理対策実施要綱」及び「青森県危機管理指針」の枠組みに基づき構築する。

註：「危機管理」については、「青森県危機管理指針」に定める用語の定義に従い、「危機への対処及び発生の防止」の意義で用いる。

2	実施時期
---	------

本実施要綱は、平成20年3月27日から施行する。

Ⅱ 危機管理体制

1	危機管理組織と設置手順、警戒宣言等
---	-------------------

(1) 未発生期

① 組織

県は、新型インフルエンザの未発生期には、必要に応じて、**健康危機管理対策会議**（以下、「**部内対策会議**」という。）及び**健康危機管理庁内連絡会議**（以下、「**庁内連絡会議**」という。）を開催して、新型インフルエンザ対策を行う。なお、実施体制は図1のとおりとする。

② 会議の開催手順等

ア 健康福祉部長は、新型インフルエンザ対策に係る検討が必要と認めた場合には、**部内対策会議**を開催する。また、他部局との連携協力が必要と認めた場合には、併せて、**庁内連絡会議**を開催する。

イ **庁内連絡会議**には、会議を構成する委員に加えて、関係課として保健衛生課長が出席するほか、健康福祉部医療薬務課長、教育庁スポーツ健康課長、警察本部生活安全企画課長の出席を求める。

図1 健康危機管理対策会議及び健康危機管理庁内連絡会議の組織

健康危機管理対策会議

議長：健康福祉部長

副議長：健康福祉部次長（健康福祉政策課所管）

事務局：健康福祉政策課総務グループ

【参考】健康危機管理対策会議の所掌事項

1. 健康危機情報の収集、分析及び提供に関すること
2. 各課の役割の決定等、健康被害の拡大防止に係る対応に関すること
3. 現地連絡会議の設置に関すること
4. 危機対策本部との連絡調整に関すること
5. その他議長が必要と認める事項に関すること

健康危機管理庁内連絡会議

議長：健康福祉部長

副議長：健康福祉部次長（健康福祉政策課所管）

事務局：健康福祉政策課総務グループ

【参考】健康危機管理庁内連絡会議の所掌事項

1. 健康危機情報の部局間における共有に関すること
2. 健康危機情報に係る部局間の連携協力体制に関すること
3. 対策会議からの連絡事項に関すること
4. その他必要と認められる事項に関すること

委員

健康福祉部次長（保健衛生課所管）

健康福祉政策課長

医療薬務課長、保健衛生課長

高齢福祉保険課長、こどもみらい課長

障害福祉課長、企画調整報道監

委員

総務部：防災消防課長

企画政策部：政策調整課長

環境生活部：県民生活文化課長

健康福祉部：健康福祉政策課長

商工労働部：商工政策課長

農林水産部：農林水産政策課長

県土整備部：監理課長

エネルギー総合対策局：エネルギー開発振興課長

病院局：経営管理課長

教育庁：教育政策課長

P2 I-1 - (1) - ②イに基づき出席

健康福祉部：健康福祉部次長（保健衛生課所管）、医療薬務課長、保健衛生課長

教育庁：スポーツ健康課長

警察本部：生活安全企画課長

(2) 海外発生期

① 組織

県は、WHO が**新型インフルエンザ発生宣言**を行ったときには、**部内対策会議**及び**庁内連絡会議**を開催して、**新型インフルエンザ対策**を行う。

② 会議の開催手順等

ア 保健衛生課長は、WHO が**新型インフルエンザ発生宣言**を行ったときには、**健康危機情報整理票**に記載し、**危機情報連絡員**（健康福祉政策課総務グループ GL）を経由して、健康福祉部長に連絡する。

イ **危機情報連絡員**は部内各課及び防災消防課に情報提供を行う。

ウ 健康福祉部長は、**部内対策会議**を開催して、当面の対策について協議を行うとともに、「**青森県・新型インフルエンザアラート**」の実施を決定する。また、他部局との連絡調整が必要と認めた場合には、**庁内連絡会議**を開催し、庁内における**新型インフルエンザ対策**の強化を図る。

③ 「青森県・新型インフルエンザアラート」の実施

ア 実施の概要

実施時期	(海外発生期) WHO が 新型インフルエンザ発生宣言 を行ったとき
実施目的	・ 県内における患者発生状況の迅速な把握 ・ 県民に対する警戒態勢の周知
実施決定	対策会議 において「 青森県・新型インフルエンザアラート 」の実施を決定し、健康福祉部長が公表する。

イ 実施方法

○ 保健衛生課に「**青森県・新型インフルエンザアラート**」の担当窓口を設置する。また、各地域県民局地域健康福祉部保健総室（以下、「保健総室」という。）に、「**新型インフルエンザ医療相談センター**」を設置し、これを「**青森県・新型インフルエンザアラート**」の担当窓口とする。

○ 保健総室は、**新型インフルエンザ発生国**からの帰青者や医療従事者などから、届出、相談、情報提供があった場合には、「**青森県保健所等における積極的疫学調査マニュアル【第1版】**」（平成19年3月28日版）に基づき、積極的疫学調査を行う。

なお、関係機関に対し、相談等があった場合には、地域を所管する保健総室又は青森市保健所を紹介するよう周知する。

○ 保健総室及び青森市保健所は、届出、相談、情報提供の状況について、保健衛生

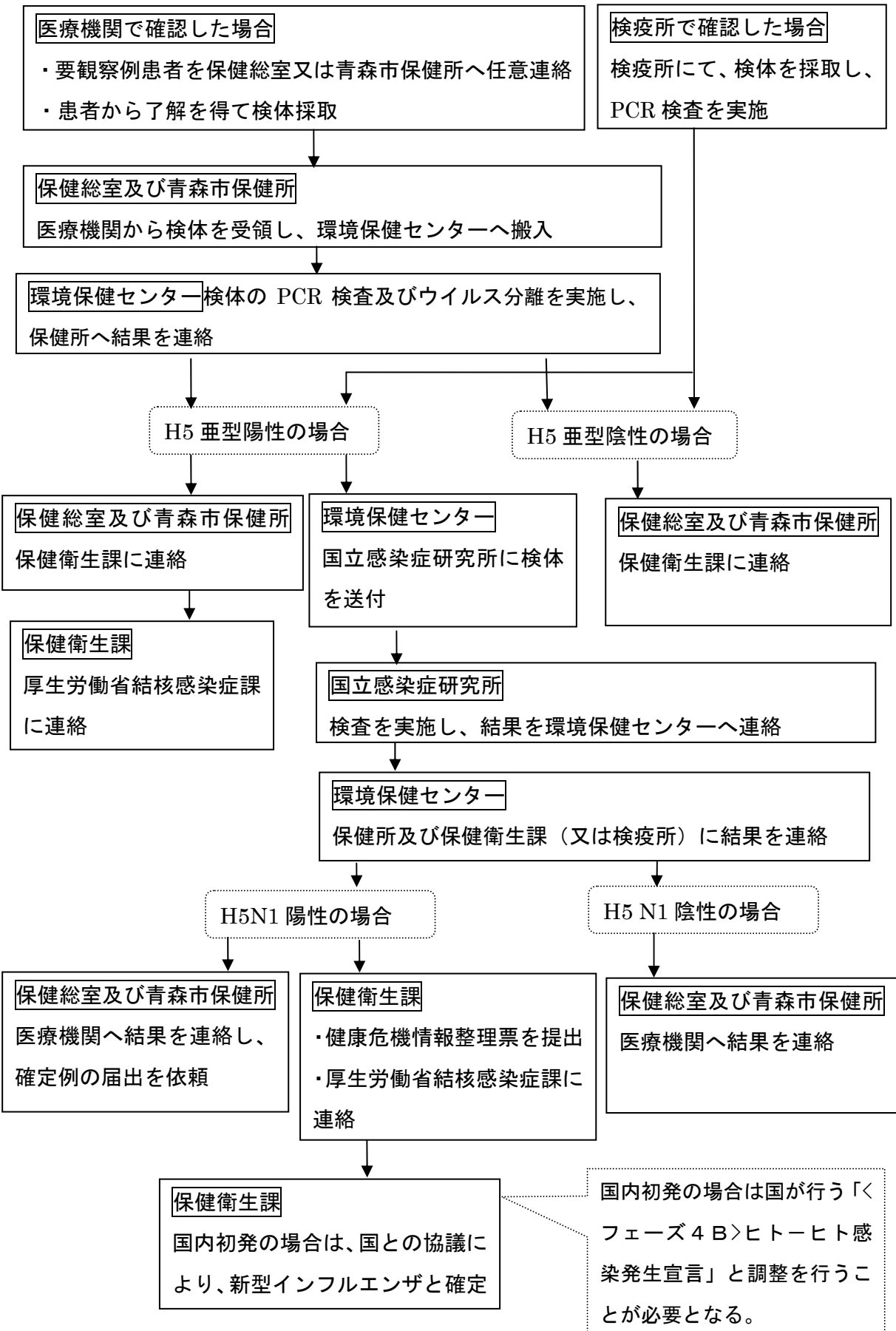
課に随時連絡する。

- 保健衛生課は、届出、相談、情報提供の実施状況をとりとまとめ、**部内対策会議**において報告するとともに、保健総室及び青森市保健所に対し情報提供を行う。

④ 新型インフルエンザの発生確定について

新型インフルエンザの発生確定は、**国立感染症研究所**におけるH5N1陽性の診断によって行う。その手順は図2のとおりである。

図2 新型インフルエンザ発生確定のフロー図



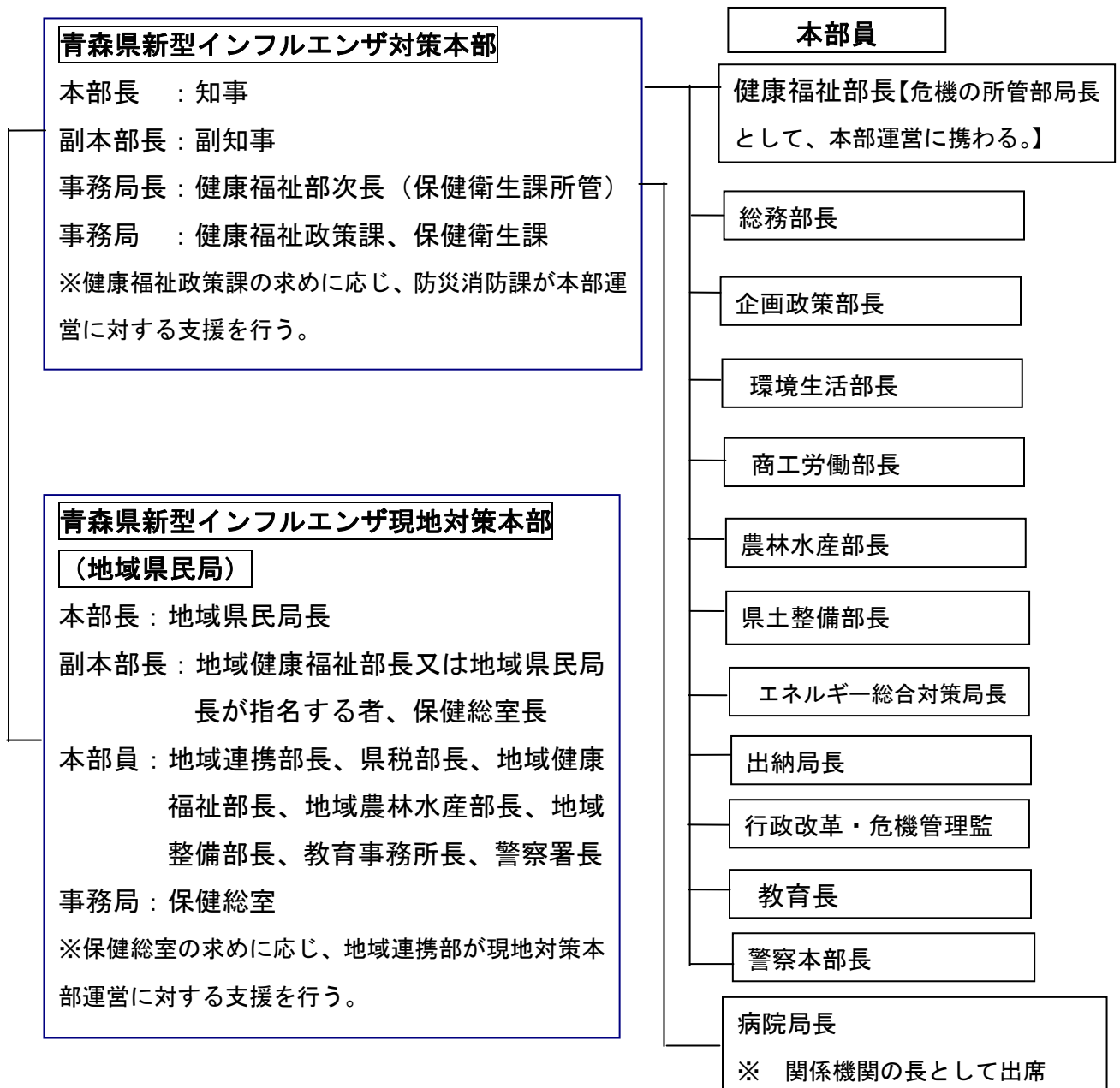
(3) 国内発生期

① 組織

県は、内閣総理大臣（国新型インフルエンザ対策本部長）が「〈フェーズ4 B〉ヒトーヒト感染発生宣言」を行ったときには、青森県新型インフルエンザ対策本部（以下、「対策本部」という。）等を設置して、新型インフルエンザ対策を行うこととし、対策本部の組織体制を図3のとおりとする。

なお、健康福祉部においては、必要に応じて、部内対策会議及び庁内連絡会議を開催して対応する。

図3【青森県新型インフルエンザ対策本部等の組織図】



② 対策本部等の設置手順等

ア 保健衛生課長は、内閣総理大臣（国新型インフルエンザ対策本部長）が「<フェーズ4 B>ヒトーヒト感染発生宣言」を行ったときには、健康危機情報整理票に記載し、危機情報連絡員を経由して、健康福祉部長に連絡する。

イ 危機情報連絡員は、部内各課及び防災消防課に情報提供を行う。

ウ 保健衛生課長は、健康福祉部長の指示を受けて、知事、副知事に対し報告を行う。

エ 知事は対策本部の設置を決定した後、対策本部会議を開催して、当面の対策について検討を行うとともに、「新型インフルエンザ国内発生宣言」（以下、「国内発生宣言」という。）の実施を決定する。

オ 各地域県民局における青森県新型インフルエンザ現地対策本部（以下、「現地対策本部」という。）の設置については、国内での流行状況を踏まえて、対策本部が決定するが、本県が国内初発の場合には、対策本部の設置と併せて決定する。

③ 対策本部等の運営

ア 対策本部

対策本部の事務局は健康福祉政策課及び保健衛生課が共同で運営し、事務局長に健康福祉部次長（保健衛生課所管）を充てる。また、健康福祉政策課の求めに応じ、防災消防課は本部運営に対する支援を行う。

事務局運営においては、健康福祉政策課が、対策本部運営に関わる事務を所管し、保健衛生課が、具体的な対策の決定・実施に関わる事務を所管することとし、対策本部及び対策本部事務局の具体的な所掌事項等は以下のとおりとする。

【対策本部の所掌事項及び本部会議における決定事項】

所掌事項	本部会議における決定事項
1. 新型インフルエンザに関する情報の収集・分析に関すること	1. 「新型インフルエンザ国内発生宣言」の実施
2. 国対策本部との連携に関すること	2. 国新型インフルエンザ対策本部への報告内容
3. 新型インフルエンザに係るまん延防止及び医療確保に関すること	3. 青森県新型インフルエンザ現地対策本部の設置
4. 通信・交通・ライフライン（電気、ガス、水道など）の機能確保に関すること	4. 「新型インフルエンザ流行警戒宣言」の実施
5. 社会活動等の自粛及び企業活動の抑制に関すること	

所掌事項	本部会議における決定事項
6. 食糧・生活必需品の確保・配給に関する こと 7. 県民及び関係機関に対する情報提供に 関すること 8. 市町村及び関係機関との連携に 関すること 9. 現地対策本部との連携に 関すること 10. その他対策本部において必要と認めた 事項	5. 「新型インフルエンザ緊急事態宣言」の 実施 6. 「新型インフルエンザ流行終息宣言」の 実施 7. 市町村長に対する患者収容施設の設置要 請 8. その他対策本部において必要と認めた事 項

【対策本部事務局の所掌事項】

健康福祉政策課	保健衛生課
1. 対策本部の設置・運営 2. 現地対策本部との連絡・調整 3. 県民に対する情報提供、広報活動（対策 本部会議において決定した内容に限る。）	1. 国、市町村、関係機関との連絡・調整 2. 情報収集・分析 3. 県民に対する情報提供、広報活動 4. その他新型インフルエンザ対策において 必要な事項

イ 現地対策本部

現地対策本部の事務局を保健総室におくこととし、保健総室の求めに応じ、地域連携部は現地対策本部運営に対する支援を行う。なお、現地対策本部及び現地対策本部事務局の具体的な所掌事項等は以下のとおりとする。

【現地対策本部の所掌事項及び現地対策本部会議における決定事項】

所掌事項	現地対策本部会議における決定事項
圏域内における以下の事項 1. 新型インフルエンザに関する情報の収集・分析に 関すること 2. 新型インフルエンザに係るまん延防止及び医療確保に 関すること 3. 通信・交通・ライフライン（電気、ガス、水道など） の機能確保に 関すること	対策本部に対する患者収容 施設の設置の要請

所掌事項	現地対策本部会議における決定事項
4. 社会活動等の自粛及び企業活動の抑制に関すること 5. 食糧・生活必需品の確保・配給に関すること 6. 関係機関に対する情報提供に関すること 7. 市町村及び関係機関との連携に関すること 8. 対策本部との連携に関すること 9. その他現地対策本部において必要と認め た事項	

【現地対策本部事務局の所掌事項】

1. 現地対策本部の設置・運営
2. 対策本部との連絡・調整
3. 市町村、関係機関との連絡・調整
4. 情報収集・分析
5. その他新型インフルエンザ対策において必要な事項

ウ 関係機関との連携

対策本部等は、本要綱「IV 各機関等との連携・協力体制の構築」に定めるとおり、市町村、医療機関及び医療関係団体、その他の公的機関との連携を図るとともに、必要に応じて、これらの関係機関及び本部長等が必要と認めた機関に対し、対策本部会議等への出席を要請する。

なお、青森市保健所については、東青地域県民局地域健康福祉部保健総室と協力して、医療確保対策にあたることから、東青地域に設置する現地対策本部への参加を要請する。

④ 「国内発生宣言」の実施

実施時期	(国内発生期) 内閣総理大臣(国新型インフルエンザ対策本部長)が「<フェーズ4 B>ヒト-ヒト感染発生宣言」を行い、県が対策本部を設置したとき
実施目的	新型インフルエンザに対する注意を喚起し、早期発見とまん延防止を図る。
実施決定	対策本部会議において、「国内発生宣言」の実施を決定し、対策本部による宣言を行う。

(4) 県内発生・小流行期

① 組織

県は、(3) 国内発生期と同様に**対策本部等**を設置して、新型インフルエンザ対策を行う。なお、健康福祉部においては、必要に応じて、**部内対策会議**及び**庁内連絡会議**を開催して対応する。

② 会議の開催手順等

ア 保健衛生課長は、県内において新型インフルエンザの発生を確認した場合には、健康福祉部長の指示を受けて、知事、副知事に対し、県内における新型インフルエンザ発生について報告を行う。

イ 知事（本部長）は、**対策本部会議**を開催して、当面の対策について検討を行うとともに、「**新型インフルエンザ流行警戒宣言**」（以下、「**流行警戒宣言**」という。）の実施を決定する。なお、本県が国内初発の場合には、(3) 国内発生期と同様の手順により、**対策本部**を設置し、**対策本部会議**を開催して対応する。

③ 「流行警戒宣言」の実施

実施時期	（県内発生期）県内において患者発生が確認されたとき
実施目的	新型インフルエンザに対する注意を喚起し、まん延防止を図る。
実施方法	対策本部会議 において、「 青森県・新型インフルエンザアラート 」の中止及び「 流行警戒宣言 」の実施を決定し、 対策本部 による宣言を行う。

(5) 県内流行期・大規模流行期

① 組織

県は、(4) 県内発生・小流行期と同様に**対策本部等**を設置して、新型インフルエンザ対策を行う。なお、健康福祉部においては、必要に応じて、**部内対策会議**及び**庁内連絡会議**を開催して対応する。

② 対策本部会議の開催手順等

ア 保健衛生課長は、入院治療を必要とする**擬似症患者（要観察例患者含む）**が**50名を超えたこと**を確認した場合には、健康福祉部長の指示を受けて、知事、副知事に対し報告を行う。

イ 知事（本部長）は、**対策本部会議**を開催して、当面の対策について検討を行うとともに、「**新型インフルエンザ緊急事態宣言**」（以下、「**緊急事態宣言**」という。）の実施を決定する。

③ 「緊急事態宣言」の実施

実施時期	(県内流行期・大規模流行期) 入院治療を必要とする擬似症患者(要観察例患者含む)が50名を超えたことを確認したとき
実施目的	通常为社会活動を制限し、新型インフルエンザ対策を中心とした社会体制への移行を図る。
実施方法 実施方法	1. 対策本部会議において、「緊急事態宣言」の実施を決定し、対策本部による宣言を行う。 2. 「緊急事態宣言」の実施時期については、内閣総理大臣(国新型インフルエンザ対策本部長)が行う「<フェーズ6B>国内非常事態宣言」と調整を行う。

(6) 県内流行終息期

① 組織

県は、(5) 県内流行期・大規模流行期と同様に、対策本部等を設置して、新型インフルエンザ対策を行う。なお、健康福祉部においては、必要に応じて、部内対策会議及び庁内連絡会議を開催して対応する。

② 会議の開催手順等

ア 保健衛生課長は、擬似症患者(要観察例患者含む)が50名を下回る状況が一定期間継続し、「新型インフルエンザ流行終息宣言」(以下、「流行終息宣言」という。)を実施すべきと判断した場合には、健康福祉部長の指示を受けて、知事、副知事に対しこれを報告する。

イ 知事(本部長)は、対策本部会議を開催して、当面の対策について検討を行うとともに、「流行終息宣言」の実施を決定する。

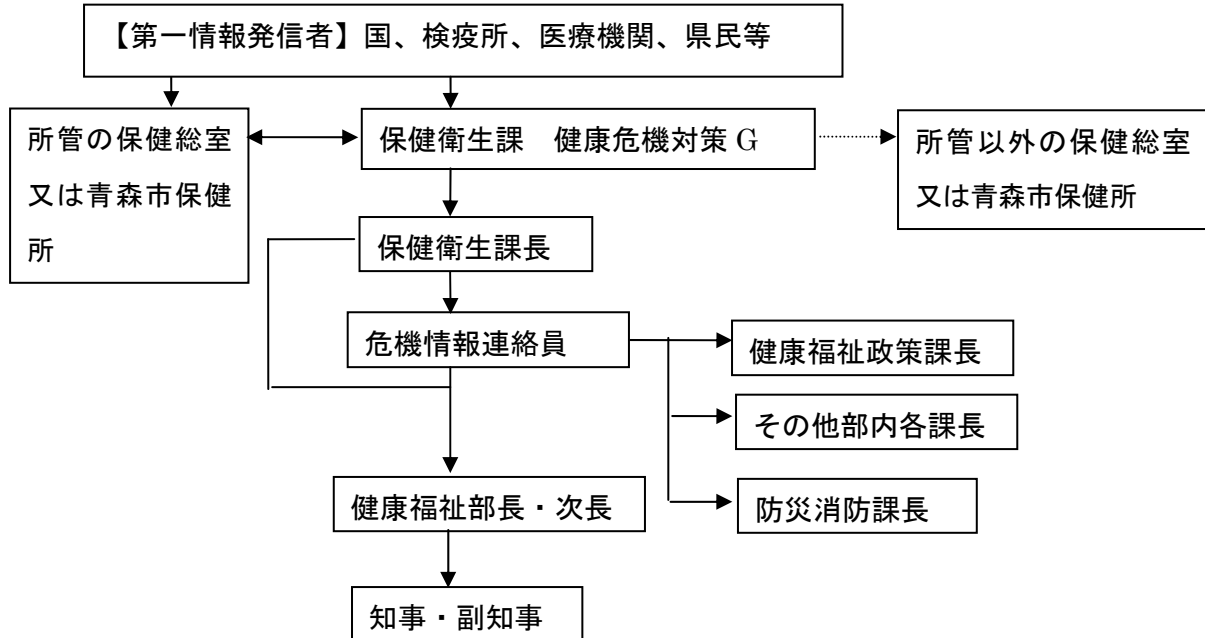
③ 「流行終息宣言」の実施

実施時期	(県内流行終息期) 入院治療を必要とする擬似症患者(要観察例患者含む)が50名を下回る状況が一定期間継続したとき
実施目的	通常为社会活動を再開するとともに、社会生活機能の回復及び新たな流行への対策を図る。
実施方法	対策本部会議において、「流行終息宣言」の実施を決定し、対策本部による宣言を行う。

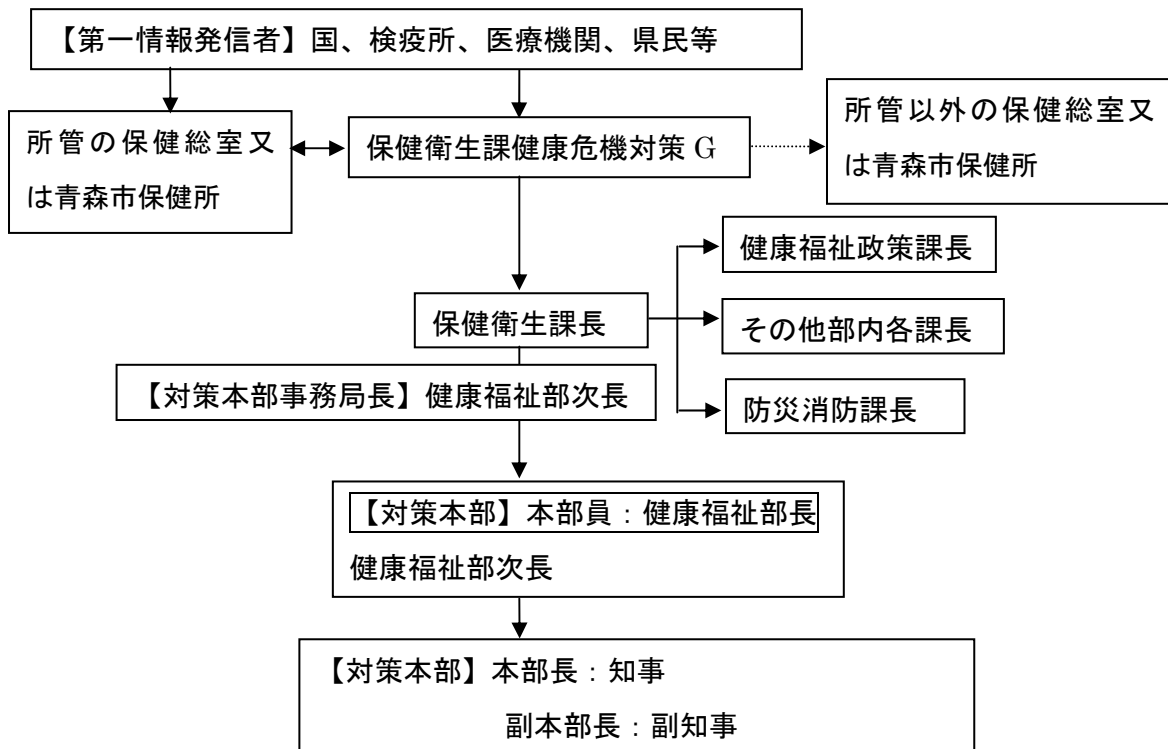
2 緊急時の連絡体制

緊急時の連絡体制について下記のとおり定める。

(1) 対策本部の設置前



(2) 対策本部の設置後



3	新型インフルエンザ対策に係る組織体制
---	--------------------

(1) 知事は、「**県内発生・小流行期**」以降、必要に応じ、健康福祉部内に「**新型インフルエンザ対策班**」(以下、「**対策班**」という。)を、地域健康福祉部内に「**新型インフルエンザ現地対策班**」(以下、「**現地対策班**」という。)を設置して、対策を行う。

(2) **対策班**の班長に保健衛生課長を充て、**現地対策班**の班長に保健総室長を充てる。**対策班**は健康福祉部職員により、**現地対策班**は地域健康福祉部職員により構成し、健康福祉部長が必要と認めた場合には、人事課長に対し、他部局からの職員派遣を要請する。

(3) 対策班及び現地対策班の組織、所掌事項は下記のとおりとし、班長がこれを統括する。

① 対策班長の権限に属する事項

ア 「青森県新型インフルエンザ医療確保計画」に基づく保健医療圏を越えた医療の確保及び調整

イ 抗インフルエンザウイルス薬の使用・備蓄計画に基づく、県備蓄タミフルの放出、医療機関等に対する要請の実施等

ウ 患者収容施設における医療の提供に係る医療機関・関係団体に対する協力要請等

エ 「青森県新型インフルエンザサーベイランスマニュアルに基づく調査の実施

オ その他、新型インフルエンザに係る医療の確保及び調整のため必要な事項

② 対策班の所掌事項

班	グループ	所掌事項
対策班	運営・情報グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対策班の運営 ・ 対策本部の運営（健康福祉政策課所管事項を除く。） ・ 現地対策本部、庁内各部局との連絡・調整 ・ 国、市町村、関係機関等との連絡・調整 ・ 情報収集・分析（サーベイランス以外） ・ 報道機関に対する情報提供 ・ 県民に対する情報提供、広報活動、相談受付 ・ 県民生活の維持・確保

班	グループ	所掌事項
	医療確保・まん延防止グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療確保・調整（医療従事者・機材等含む） ・ まん延防止対策（積極的疫学調査、タミフル予防投与、新型インフルエンザワクチン接種等含む。） ・ サーベイランス

③ 現地対策班長の権限に属する事項

- ア 「青森県新型インフルエンザ医療確保計画」に基づく、保健医療圏内における医療の確保及び調整
- イ 「地域新型インフルエンザ医療確保シート」に定める病院に対する新型インフルエンザ外来の設置要請
- ウ 医療機関及び関係団体に対する、新型インフルエンザ外来設置医療機関等に対する医療従事者の派遣などの協力要請
- エ 医療機関に対する新型インフルエンザに係る入院病床確保に係る要請（自宅療養可能な患者の退院促進の要請を含む。）
- オ 知事（本部長）に対する患者収容施設の設置要請
- カ 患者収容施設における医療の提供に係る医療機関・関係団体に対する協力要請等
- キ 「青森県新型インフルエンザサーベイランスマニュアルに基づく調査の実施
- ク その他、新型インフルエンザに係る医療の確保及び調整のため必要な事項

④ 現地対策班長の所掌事項

班	グループ	所掌事項
現地対策班	現地運営・情報グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地対策班の運営 ・ 現地対策本部の運営 ・ 対策本部、県民局内各部との連絡・調整 ・ 市町村、関係機関等との連絡・調整 ・ 情報収集・分析（サーベイランス以外） ・ 県民からの相談受付 ・ 県民生活の維持・確保
	現地医療確保・まん延防止グループ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療確保・調整（医療従事者・機材等含む。） ・ まん延防止対策（積極的疫学調査、タミフル予防投与、新型インフルエンザワクチン接種等含む。） ・ サーベイランス

(4) 対策班及び現地対策班の設置後は以下の読み替えを行う。

保健衛生課長	新型インフルエンザ対策班長
保健衛生課	新型インフルエンザ対策班
地域県民局地域健康福祉部保健総室長	新型インフルエンザ現地対策班長
地域県民局地域健康福祉部保健総室	新型インフルエンザ現地対策班

(5) 知事は、「流行終息宣言」を実施後に、対策班及び現地対策班の廃止時期を決定する。

4	庁内各部署の役割
---	----------

新型インフルエンザ対策における庁内各部署の主な役割を下記のとおり定め、担当部署は、それぞれの役割に応じた新型インフルエンザ対策を具体的に進める。

部署名	主な役割
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な新型インフルエンザ対策の推進に関する事 ・ 新型インフルエンザに係る情報収集・分析に関する事 ・ 新型インフルエンザに係るまん延防止及び医療確保対策に関する事 ・ 社会福祉施設等に関する事 ・ 在宅療養者及び高齢者、身体障害者等の要援護者の支援に関する事 ・ 水道の供給に関する事 ・ 宿泊施設に関する事 ・ 埋火葬施設及び遺体安置所に関する事 ・ こころのケアに関する事
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全庁的な危機管理に関する事 ・ 消防に関する事 ・ 防災ヘリコプターの運行に関する事 ・ 自衛隊との連絡調整に関する事 ・ 職員の健康管理に関する事 ・ 各部署間の業務調整に関する事 ・ 県庁舎、公用車の利用に関する事 ・ 私立学校等に関する事
企画政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動（県民への情報提供・報道機関対応含む）に関する事 ・ 公共交通機関に関する事
環境生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食糧・生活物資等の確保と安定供給に関する事 ・ 海外渡航者に関する事 ・ 廃棄物の処理に関する事 ・ ボランティア活動に関する事 ・ 鳥インフルエンザ対策に関する事
商工労働部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内企業等との連絡・調整に関する事 ・ 食糧・生活物資等の確保と安定供給に関する事 ・ 観光地及び観光客に関する事

部局名	役割
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥インフルエンザ対策（野鳥対策は除く）に関すること ・ 農林水産業に関すること ・ 食糧の確保と安定供給に関すること
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路に関すること（機能維持等） ・ 港湾・空港に関すること（水際対策、機能維持、利用調整等） ・ 下水道に関すること（機能維持）
エネルギー総合対策局	電力の安定供給に関すること
病院局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立中央病院・つくしが丘病院における医療提供に関すること ・ 県内医療機関に対する支援に関すること
教育庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児、児童及び生徒の安全確保に関すること ・ その他教育に関すること
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の安全確保に関すること ・ 交通対策に関すること

5	庁内各部局における業務体制
----------	----------------------

（１）各部局における勤務体制

新型インフルエンザの流行に伴い、職員の罹患や家族の介護などにより、勤務不能な職員の増加が想定されるため、各部局においては、職員の健康対策を講じるとともに、職員の２５％が勤務できない状況を想定した勤務体制を定めておく。

（２）発生段階に応じた対策

発生段階	業務に係る事項	職員に係る事項
国内発生期	患者発生国・地域等への公務旅行について、中止を含めて慎重に検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対し、新型インフルエンザに係る情報提供を行うとともに、家族も含めた罹患防止に努めるよう注意を喚起する。 ・ 職員又は家族が新型インフルエンザに罹患したと思われる場合の所属への報告を義務付ける。

発生段階	業務に係る事項	職員に係る事項
国内発生期		<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対し、咳エチケットの徹底を周知する。 ・職員及びその家族に対し、患者発生国・地域等における大規模集会の参加や不特定多数の集まる場所への立入りの自粛を要請する。
県内発生・小流行期	国内発生期の対応に加えて、 <ul style="list-style-type: none"> ・多数の県民が参加する講演会、研修会等の開催について、中止を含めて慎重に検討する。 	国内発生期に同じ
県内流行期・大規模流行期	国内発生期の対応に加えて、 <ul style="list-style-type: none"> ・多数の県民が参加する講演会、研修会等は基本的に開催しない。 ・審議会、懇談会、説明会等の県が主催する会議の開催について、中止を含めて慎重に検討する。 	県内発生・小流行期の対応に加えて、 <ul style="list-style-type: none"> ・職員及びその家族に対し、不要不急の外出の自粛を要請する。
県内流行終息期	県内発生・小流行期と同様の対応とし、患者発生の状況を踏まえながら、国内発生期と同様の対応に移行していく。	

(3) 罹患が疑われる職員への対応

所属長は、罹患が疑われる職員に対しては、医療機関への受診を勧めるとともに、受診結果に係る報告を求め、場合によっては出勤停止を要請する。

(4) 発症した職員に係る対応

所属長は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく入院措置が行われている段階において、職員が、保健総室及び青森市保健所が行う積極的疫学調査や入院勧告措置などの対象となった場合には、保健総室及び青森市保健所が行う措置に対し協力を行う。

Ⅲ 情報共有・広報体制

1 国、医療機関、市町村、関係機関等との情報共有

(1) 共有する情報の内容及び対象機関についての基本的な考え方は、下記のとおりとするが、情報の内容及び社会情勢に応じて、適宜判断し対応する。

情報の内容	国	医療機関	県・郡市医師会	市町村	関係機関等
新型インフルエンザ患者発生状況	○	○	○	○	△
国サーベイランスガイドラインに基づくサーベイランス結果	国が定めるサーベイランスガイドライン、実施要領などに基づき情報を共有する。				
医療施設の機能の現状	△	○	○	○	△
医薬品の充足状況	△	○	○	○	△
社会生活基盤の状況 ・通信機能 ・交通機関 ・電力供給 ・生活物資等 ・上下水道 ・廃棄物処理 ・埋火葬 ・教育施設 など	△	○	○	○	△

○ 実施 △必要に応じて実施

(2) 情報共有を行う担当部局及び対象とする関係機関は下記のとおりとする。

担当部局	関係機関等
健康福祉部	(官公庁) 仙台検疫所青森空港出張所・青森出張所・八戸出張所 (社会福祉施設等) 特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、保育所、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設等 (医療関係) 病院及び診療所、県医師会、全国自治体病院協議会青森県支部、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県医薬品卸組合 (生活衛生関係) 県旅館ホテル生活衛生同業組合、水道事業者
総務部	消防本部、私立学校、自衛隊
企画政策部	東日本旅客鉄道(株)、津軽鉄道(株)、弘南鉄道(株)、十和田観光電鉄(株)、(株)日本航空、むつ湾フェリー(株)、シライイン(株)、東日本フェリー(株)、川崎近海汽船(株)、北日本海運(株)、道南自動車フェリー(株)、青森市交通部、八戸市交通部、弘南バス(株)、南部バス(株)、下北交通(株)

担当部局	関係機関等
企画政策部	JRバス東北(株)、(有)川内交通、(有)脇野沢交通、三沢空港ターミナル(株)
環境生活部	県産業廃棄物協会
商工労働部	県商工会議所連合会、県中小企業団体中央会、県商工会連合会、県エールピーガス協会、都市ガス事業者、県観光連盟、県銀行協会、県信用金庫協会
農林水産部	県農業協同組合中央会、県漁業協同組合連合会、県森林組合連合会
県土整備部	青森空港ビル(株)、東京航空局三沢空港事務所・青森空港出張所、下水道事業者、フェリー埠頭公社
エネルギー総合対策局	東北電力(株)青森支店
病院局	県立病院
教育庁	県立学校、市町村教育委員会
警察本部	防犯協会

(3) なお、県の出先機関及び上記以外の関係機関については、別途、各担当部局等が必要に応じて連絡を行う。

2	県民に対する広報
----------	-----------------

(1) 広報内容

対策本部設置後は、対策本部が広報活動を行うこととし、対策本部における決定事項については、対策本部会議において広報内容を決定し、本部長である知事が発表を行う。この他の広報内容は、保健衛生課長が、健康福祉部長の指示により、決定し、必要に応じて、知事、副知事の了解を得て、対策本部として広報を行う。

(2) 広報手段

広報手段はホームページ等の県広報媒体を活用するほか、迅速な伝達を行うため、記者発表及び報道機関への資料提供を随時行う。

(3) 広報担当者

「県内発生・小流行期」以降においては、健康福祉部報道監を専任の広報担当者(スポークスパーソン)に定め、記者発表等を行う。

(4) 県民からの相談窓口

WHO が新型インフルエンザ発生宣言を行った際には、行動計画に定める海外発生期として、保健総室及び青森市保健所は、青森県新型インフルエンザ医療確保計画に定める「新型インフルエンザ医療相談センター」を設置する。

IV 各機関等との連携・協力体制の構築

県は、新型インフルエンザ対策の推進にあたり、次のとおり、市町村、医療機関及び医療関係団体、その他の公的機関、社会機能の維持に携わる事業者等、県民との連携・協力体制を構築する。

1	市町村
---	-----

(1) 市町村は、基礎的な地方公共団体として、新型インフルエンザ対策に係る以下の事項を担当し、県はこれに協力する。

市町村は対策を進めるにあたり、健康危機対策部門と危機管理・防災部門との連携を図るとともに、担当窓口及び住民からの相談受付窓口を明らかにしておく。

- ① 水道水の確保
- ② 生活物資の確保
- ③ 在宅療養者などの要援護者（児童・障害者・高齢者等含む。）及び外国人に対する支援
- ④ 遺体の埋葬・安置など
- ⑤ 一般廃棄物の適正処理
- ⑥ 新型インフルエンザに係る相談体制の構築
- ⑦ その他地域住民の健康と生活の確保に関すること

なお、対策の実施においては、国が定めた「個人および一般家庭・コミュニティ・市町村における感染対策に関するガイドライン」を参考とする。

(2) 県は、必要に応じて、市町村に対し、新型インフルエンザ対策に係る以下の事項に係る協力を要請する。

- ① 「青森県新型インフルエンザ医療確保計画」に定める医療提供体制の確保・運営
- ② 「青森県新型インフルエンザサーベイランスマニュアル」に定めるサーベイランスの実施
- ③ 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与
- ④ 新型インフルエンザワクチン接種
- ⑤ その他新型インフルエンザ対策において必要な事項

2	医療機関及び医療関係団体
----------	---------------------

県は、医療機関及び医療関係団体（県・郡市医師会、全国自治体病院協議会青森県支部、県薬剤師会、県看護協会、県医薬品卸組合など）に対し、必要に応じて、新型インフルエンザ対策に係る以下の事項について協力を要請する。

- (1) 「青森県新型インフルエンザ医療確保計画」に定める医療提供体制の確保・運営
- (2) 「青森県新型インフルエンザサーベイランスマニュアル」に定めるサーベイランスの実施
- (3) 「青森県抗インフルエンザ薬タミフル備蓄・使用計画」に定めるタミフルの使用
- (4) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与
- (5) 新型インフルエンザワクチン接種
- (6) その他新型インフルエンザ対策において必要な事項

3	その他の公的機関（消防機関、日本赤十字社青森県支部、自衛隊など）
----------	---

県は、消防機関、日本赤十字社青森県支部、自衛隊などの公的な機関に対し、必要に応じて、新型インフルエンザ対策に係る以下の事項について協力を要請する。

- (1) 「青森県新型インフルエンザ医療確保計画」に定める医療提供体制の確保・運営
- (2) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与
- (3) 新型インフルエンザワクチンの接種
- (4) その他新型インフルエンザ対策において必要な事項

4	社会機能の維持に携わる事業者等
----------	------------------------

(1) 社会機能の維持に携わる事業者等は、エネルギー（電力、ガス、石油）、上下水道、電気通信、交通、流通、報道、食料品販売、医薬品販売などに携わる事業者及び関係団体とする。

(2) 社会機能の維持に携わる事業者等は、その機能の破綻が、県民の生活に大きく影響することから、県は、社会機能の維持に携わる事業者等に対し、積極的に新型インフルエンザ対策に取り組むよう要請するとともに、事業者等が行う取組みを支援する。

なお、事業者等が対策を進めるにあたっては、国が定めた「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を参考とする。

(3) 県は、必要に応じて、社会機能の維持に携わる事業者等に対し、新型インフルエンザ対策の実施について協力を要請する。

5	県民
---	----

(1) 県民一人ひとりが、新型インフルエンザに対する理解を深め、個人として対策を行うことにより、家庭や地域におけるまん延防止が図られる。

そこで、県は、県民に対し、新型インフルエンザに係る適切な情報提供を行うとともに、県、市町村及び関係機関が行う新型インフルエンザ対策の周知を図り、県民の理解と協力を求めていく。

なお、県民が対策を行うにあたっては、国が定めた「個人および一般家庭・コミュニティ・市町村における感染対策に関するガイドライン」を参考とする。

(2) 県は、地域におけるまん延防止を図るため、県民に対し、必要に応じて、行動の自粛を要請する。

参考資料: 新型インフルエンザ対策に係る危機管理組織の概要

1. 発生段階ごとの概要

段階	未発生期		海外発生期		国内発生期	県内発生・小流行期	県内流行期・大規模流行期	県内流行終息期
発生状況	海外に限らず、国内でも野鳥、家きんなどへの高病原性鳥インフルエンザの発生が認められ、まれにヒトへの感染事例も認められるが、ヒトからヒトへの感染は明らかでなく、ウイルスの構造上も新型インフルエンザとは認められない時期		海外でヒトからヒトへの感染が認められ、新型インフルエンザが発生したことが確認された時期		国内で新型インフルエンザの発生が確認されるが、感染拡大は非常に限定されており、県内での発生はない時期	県内での発生が確認され、さらに感染拡大が予想される時期	県内で大きな集団発生が見られ、さらに感染が急速に拡大し大流行に至った時期	新型インフルエンザに係る新規外来患者数が激減するなど、大規模流行期を経て新型インフルエンザの流行が終息した時期
危機管理組織	健康危機管理対策会議	健康危機管理庁内連絡会議	健康危機管理対策会議	健康危機管理庁内連絡会議	青森県新型インフルエンザ対策本部・現地対策本部 ※1 現地対策本部の設置については、対策本部で決定 ※2 併せて、健康危機管理対策会議、健康危機管理庁内連絡会議を必要に応じて開催			
危機管理組織の所掌事項	新型インフルエンザ対策に係る検討		青森県・新型インフルエンザアラートの実施決定	庁内における対策強化	1. 新型インフルエンザ対策に係る協議・決定 2. 新型インフルエンザ国内発生宣言の実施	1. 新型インフルエンザ対策に係る協議・決定 2. 新型インフルエンザ流行警戒宣言の実施	1. 新型インフルエンザ対策に係る協議・決定 2. 新型インフルエンザ緊急事態宣言の実施	1. 新型インフルエンザ対策に係る協議・決定 2. 新型インフルエンザ流行終息宣言の実施

2. 危機管理組織

名称	本部長等	副本部長等	事務局	構成メンバー
健康危機管理対策会議	議長: 健康福祉部長	副議長: 健康福祉部次長(健康福祉政策課所管)	健康福祉政策課総務グループ	【委員】健康福祉部次長(保健衛生課所管)、健康福祉政策課長、医療薬務課長、保健衛生課長、高齢福祉保険課長、こどもみらい課長、障害福祉課長、企画調整報道監
健康危機管理庁内連絡会議	議長: 健康福祉部長	副議長: 健康福祉部次長(健康福祉政策課所管)	健康福祉政策課総務グループ	【委員】防災消防課長、政策調整課長、県民生活文化課長、健康福祉政策課長、商工政策課長、農林水産政策課長、監理課長、エネルギー開発振興課長、経営管理課長、教育政策課長、健康福祉部次長(保健衛生課所管)、医療薬務課長、保健衛生課長、スポーツ健康課長、生活安全企画課長
青森県新型インフルエンザ対策本部	本部長: 知事	副本部長: 副知事	健康福祉政策課・保健衛生課(事務局長: 保健衛生課所管次長)	【本部長】健康福祉部長、総務部長、企画政策部長、環境生活部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、エネルギー総合対策局長、出納局長、行政改革・危機管理監、教育長、警察本部長、病院局長
青森県新型インフルエンザ現地対策本部	本部長: 地域県民局長	副本部長: 地域健康福祉部長又は地域県民局長が指名する者、保健総室長	地域健康福祉部保健総室	【本部長】地域連携部長、県税部長、地域健康福祉部長、地域農林水産部長、地域整備部長、教育事務所長、警察署長

